

## A 2 . 0 6

**国際登録出願に係る商標の翻訳についての取扱い**

1. 国際登録出願人は、国際登録しようとする商標についての翻訳を国際登録出願に係る願書第9欄(b)「Translation of the mark」(以下「標章の翻訳」という。)の欄に英語、フランス語若しくはスペイン語又はこれらのうち2以上の言語で記載することができる。
2. 「標章の翻訳」の欄の記載は任意であることから、本国官庁は、記載の有無及びその記載内容の正確性についての確認は行わないものとする。

## [説明]

- (1) 議定書において、「標章の翻訳」の記載は義務となっていないので、任意記載事項である。記載する場合は、願書様式に従い英語、フランス語若しくはスペイン語又はこれらのうち2以上の言語で記載することができる。
- (2) 本国官庁は、当該記載の有無又は記載内容に不備があるとしても、当該願書に本国官庁としての証明を行い国際事務局へ送付することとする。  
「標章の翻訳」について確認しないこととするのは、以下の理由による。
  - ① 国際事務局は、「標章の翻訳」についての記載の欠落又はその内容の正確性について確認することはしないこと
  - ② 「標章の翻訳」は本国官庁の証明事項ではないこと